

福井県報

第 2073 号
平成 21 年
10月6日(火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

規則

(※は、県例規集登載事項)

※福井県林業・木材産業改善資金貸付

規則の一部を改正する規則(四〇・

森づくり課)……………一

告示

○有害な興行の指定(五八〇・県民安

全課)……………五

○有害な図書等の指定(五八一・同)……………五

○救急業務に係る医療機関の申出の撤回(五八二・坂井保健所)……………五

○救急業務に係る医療機関の認定(五

八三・同)……………六

公告

○政府調達に関する協定の適用を受け

る調達契約に係る一般競争入札の落

札者の決定(情報政策課)……………六

○大規模小売店舗立地法の規定による

意見(商業・サービス業振興課)……………六

○土地改良区の役員の退任(二件・福

井農林総合事務所)……………六

○土地改良区の役員の就任(二件・同

)……………七

正誤

○平成二十一年二月十日福井県告示第

四十七号(保安林の指定の予定)……………七

規則

福井県林業・木材産業改善資金貸付規則の
一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年十月六日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第四十号

福井県林業・木材産業改善資金貸付規

則の一部を改正する規則

福井県林業・木材産業改善資金貸付規則(

平成十五年福井県規則第七十五号)の一部を

次のように改正する。

第一条中「林業従事者等」という。以下同じ

。「」の下に「および認定中小企業者(中小

企業者と農林漁業者との連携による事業活動

の促進に関する法律(平成二十年法律第三十

八号。以下「農商工等連携促進法」という。

「第十一条第一項に規定する認定中小企業者

をいう。以下同じ。)」を加える。

第二条中「林業従事者等」の下に「および

認定中小企業者で知事が別に定める要件を満

たすもの」を加える。

第三条中「貸付け」を「林業従事者等に対

する貸付け」に改め、同条に次の一項を加え

る。

2 認定中小企業者に対する貸付けの対象と

なる資金は、林業・木材産業改善支援措置

(農商工等連携促進法第四条第二項第二号

口に掲げる措置をいう。)を実施するの

必要な次に掲げる資金とする。

一 林業経営または木材産業経営に必要な
施設の設置または立木の取得に必要な資
金

二 林業従事者等の生産する林産物を原料
または材料として相当程度使用すること
が見込まれる加工の用に供する施設の改
良、造成または取得(以下「改良等」と
いう。)に必要な資金

三 林業従事者等の生産する林産物を相当
程度販売することが見込まれる販売の用
に供する施設の改良等に必要な資金

第四条第二項中「一林業従事者等」の下に
「または一認定中小企業者」を加え、同条第
四項中「林業従事者等」の下に「または認定
中小企業者」を、「認定(」の下に「農商工
等連携促進法第十二条第一項の規定により適
用される場合を含む。」を加える。

第五条第一項中「第七条第一項に規定する
資金の貸付け」の下に「、農商工等連携促進
法第十二条第二項に規定する資金の貸付けお
よび農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材
料としての利用の促進に関する法律(平成二
十年法律第四十五号)第九条に規定する資金
の貸付け」を、「三年以内」の下に「(農商
工等連携促進法第十二条第二項に規定する資
金の貸付けにあつては五年以内)」を加える。

第六条および第八条中「林業従事者等」の
下に「または認定中小企業者」を加える。
様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第7条関係）

林業・木材産業改善資金貸付申請書

年 月 日

福井県知事

様

林業・木材産業改善資金助成法第2条第1項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたいので、福井県林業・木材産業改善資金貸付規則第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

住所		〒			
ふりがな	氏名（名称）	電話番号	生年月日	年齢	職業
申請者	おひびき様	印	()	年 月 日生	歳
事業の概要		設立の時期		年 月 日	

※林業従事者等または認定中小企業者の組織する団体にあっては、定款または規約の写しを添付すること。

償還期間	据置期間	資金交付希望日	借の受けよとする事業の内容及び金額			
			事業内容	事業量	事業費	申請額
年	年	年 月 日			円	円

償還月日	償還年次	償還額	償還年次	償還額	償還年次	償還額
1年目（ 年）		円	6年目（ 年）		円	11年目（ 年）
2年目（ 年）		円	7年目（ 年）		円	12年目（ 年）
3年目（ 年）		円	8年目（ 年）		円	13年目（ 年）
4年目（ 年）		円	9年目（ 年）		円	14年目（ 年）
5年目（ 年）		円	10年目（ 年）		円	15年目（ 年）

連帯債務者		住所		〒	
ふりがな	氏名	電話番号	生年月日	年齢	職業
	印	()	年 月 日生	歳	
住所		〒			
ふりがな	氏名	電話番号	生年月日	年齢	職業
		()	年 月 日生	歳	
連帯保証人		住所		〒	
ふりがな	氏名	電話番号	生年月日	年齢	職業
		()	年 月 日生	歳	
住所		〒			
ふりがな	氏名	電話番号	生年月日	年齢	職業
		()	年 月 日生	歳	

担保物件の有無	担保物件の内容
有・無	

※以下の欄は、記入しないこと。

事務取扱受託機関の名称	受付日	年 月 日
経由農林総合事務所等の名称	受付日	年 月 日

様式第二号中「十円」を「円」に改め、「林業従事者等」の次に「または認定中小企業者」を加える。
様式第三号から様式第五号までの規定中「十円」を「円」に改める。
様式第六号中「十円」を「円」に改め、「林業従事者等」の次に「または認定中小企業者」を加える。
様式第七号を次のように改める。

様式第7号 (第13条関係)

林業・木材産業改善資金事業実施報告書

福井県知事 様

年 月 日

住所または主たる
事務所の所在地

氏名または名称
および代表者名 印

年 月 日付けで借り受けた林業・木材産業改善資金について、下記のとおり事業を実施したので、福井県林業・木材産業改善資金貸付規則第13条第1項の規定により報告します。

なお、事業計画における内容等については、林業・木材産業改善資金資格認定申請書（変更承認を受けていれば「林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書」）の記載内容と同様です。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	
資金借受年月日	年 月 日
借受金額	円

2 資金調達の実績

区分	総事業費	資金調達区分		
		林業・木材産業 改善資金	自己資金	その他 ()
実績	円	円	円	円

(注) 借受申請が行われた場合には、個人別明細表を添付すること。

3 事業実施状況

事業着工年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日
事業実施場所	

(注) 事業実施場所は、借受者の住所以外の場所で行った場合のみ記入すること。

事業実績				
内容	数量	単価	支払金額	領収書番号
		円	円	
申請時の計画と実績の相違点とその理由				

(注) 1 内容欄には、貸付対象の機械・施設名（型式、規格等）、作業路の延長、森林面積等を詳細に記入すること。また、領収書の写しを添付すること。
2 研修の場合は、研修実施機関における修了や受講を証明する書類等の写しを添付すること。

※以下の欄は確認を行った関係機関が記入すること。

事業費等の確認			
貸付対象機械等の適否	貸付決定額の確認		
	貸付決定額		円
	貸付超過額		円
	貸付超過の場合の処理経過		
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日		
	確認した機関名（責任者） 印		

(注) 貸付対象機械等の適否の欄は、事業実績の中に貸付対象とならないものが含まれていないかを確認すること。

様式第八号中「**十**」を「**田**」に改め、「**字**」を加える。

様式第九号中「**十**」を「**田**」に改め、「**字**」を加える。

様式第十号中「**十**」を「**田**」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の福井県林業・木材産業改善資金貸付規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

指 示

福井県告示580号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年10月6日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 平成21年9月24日

種別	題 名	制作会社、配給会社等名
映画	人妻痴情 しとやかな性交	オービー映画
映画	若義母 むしやぶり喰う	オービー映画
映画	壺瓶ソーゾ ぬる肌で裏責め	オービー映画
映画	夜のタイ語教室 いくまで我慢して	新日本映像
映画	熱女 淫らに乱れて	新東宝映画

福井県告示581号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第11条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な図書等として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成21年10月6日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

る。

指定年月日 平成21年9月24日

一般雑誌

図 書 等 名	雑誌番号等	制作所、発行所等名
巨乳ぶるぶるCOMICズルムロ10月号	07877-10	若生出版株式会社
ナブイキッ！ 10月号	06909-10	(株)竹書房
KISSUI 10月号	12955-10	株式会社ジーオータイ
COMIC失楽天 10月号	13878-10	ワニマガジン社
コミックフラート 10月号	13760-10	(株)ワックス
miniパワ 10月号	08493-10	株式会社竹書房
上級恋愛ミント 10月号	04593-10	株式会社近代映画社
コミックJUNE 10月号	13703-10	(株)ジュネット

雑誌（DVD付）

月刊トップデジマイト 10月号	06703-10	若生出版株式会社
Chu[人妻]DVD 10月号	06235-10	株式会社ワニマガジン社
ワガジン・バン！ 10月号	18371-10	(株)サン出版
ストリート・シュガー・リンド10月号	05389-10	(株)サン出版
AKEBI Vol.2	16624-10	(株)東京三世社
月刊オン・トップ 10月号	12203-10	KKベストセラーズ
ワニコイソ ザ・ベスト Vol.2	16640-10	KKベストセラーズ
チョベコミ！ 10月号	06233-10	(株)東京三世社

福井県告示第582号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関から、平成21年9月8日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出の撤回があったので、同令第2条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月6日

福井県知事 西川 一誠

1 区分 救急病院

- 2 名称 加納外科病院
- 3 所在地 あわら市花乃杜1丁目2－39

福井県告示第583号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月6日

福井県知事 西川 一誠

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 加納病院
- 3 所在地 あわら市花乃杜1丁目2－39
- 4 認定年月日 平成21年9月9日
- 5 認定の有効期限 平成24年9月8日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第12条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成21年10月6日

福井県知事 西川 一誠

- 1 落札に係る業務の名称および数量 行政情報ネットワークFISH接続用LSW・監視装置等の機器購入および保守一式（長期継続契約）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称 および所在地 福井県総合政策部情報政策課 福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日

平成21年8月31日

- 4 落札者の名称および所在地 三谷コンピュータ株式会社

福井県坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1－13

5 落札金額

総額45,868,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成21年7月17日

福井県知事 西川 一誠

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年10月6日

福井県知事 西川 一誠

1 大規模小売店舗の名称および所在地

100満ボルト福井南店

福井市江守中町7字29番4、30番3

、31番3、32番1、33番1、34番

1、34番2、34番3、34番4、35

番1、35番2、35番3、36番、37

番、38番、39番、40番1および41

番1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては

代表者の氏名

株式会社サンキュー

代表取締役 柴田 清一郎

福井市新保町2字3番

3 聴取した意見の概要

(1) 交通について

・特に開店時やイベント時など多数の来客

による交通混雑が見込まれる時は、周辺

住民への周知徹底や交通誘導員を増員す

るなど交通事故防止に配慮すること。

・車両の店舗用駐車場出入りの際の交通事故防止の観点から、出入口付近での良好な視界の確保および一時停止など注意喚起の看板・路面表示などの設置とその保全に努めること。

(2) 環境について

・屋外照明・広告塔照明を設置する場合は、

光害対策について考慮すること。

・屋外拡声器の使用は、その音量および使用時間に留意すること。

・廃棄物収集作業にパッカー車による破碎

作業を行う場合は、騒音防止に配慮すること。

(3) 道路について

・建物および駐車場より排出される雨水につ

いて、一定の道路側溝に集中しないよう、排水

系統ならびに流末処理を検討すること。

・周辺の車道、歩道および道路側溝の除草、

清掃等の環境美化に協力すること。

(4) 清掃整備について

・廃棄物の収集、運搬、処分については、「

廃棄物処理及び清掃に関する法律」を遵守のう

え一般廃棄物は市、産業廃棄物は県の許可

を得た業者により適切に処理すること。

・廃棄物の減量化および資源化に努めるこ

と。

4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・サービス振興課

(2) 福井市大手三丁目10番1号

福井市商工労働部ワークトップ戦略室

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧でき

る時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時30分まで

で

酒生用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項

の規定により、次の者が平成21年1月30

日に役員を退任した旨の届出があったので、

同条第17項の規定により公告する。

平成21年10月6日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所

理事 荒川 一雄 福井市荒木新保町70-48

未更毛川土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項

の規定により、次の者が平成21年8月4日

に役員を退任した旨の届出があったので、同

条第17項の規定により公告する。

平成21年10月6日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所

理事 内田嘉兵衛 福井市本堂町70-17

理事 横山 忍 福井市本堂町8-7

理事 牧野 敏雄 福井市羽坂町27-10

理事 小沢一郎平 福井市羽坂町27-2

理事 谷上 尉知 福井市細坂町25-26

理事 西出 俊雄 福井市更毛町8-17

理事 田中 俊雄 福井市細坂町25-40-1

理事 森阪 嗣次 福井市羽坂町27-19

理事 堂下 暁 福井市本堂町6-8

理事 池田 俊雄 福井市本堂町67-6

理事 細川善右ヱ門 福井市更毛町8-15

理事 加畑市兵衛 福井市本堂町68-11

理事 横山栄二郎 福井市本堂町8-2

監 事 佐々木弥寿夫 福井市本堂町67-36
監 事 谷口 明善 福井市羽坂町6-29
監 事 田中 一宏 福井市細坂町28-23

酒生用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成21年2月26日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年10月6日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所
理 事 高波 捨治 福井市荒木新保町20-32

未更毛川土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成21年8月5日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年10月6日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所
理 事 内田嘉兵衛 福井市本堂町70-17
理 事 横山 忍 福井市本堂町8-7
理 事 牧野 敏雄 福井市羽坂町27-10
理 事 谷上 尉知 福井市細坂町25-26
理 事 森阪 輝次 福井市羽坂町27-19
理 事 西出 俊雄 福井市更毛町8-17
理 事 堂下 暁 福井市本堂町6-8
理 事 田中 哲夫 福井市細坂町25-40-1
理 事 佐々木英治 福井市本堂町43-8
理 事 池田 俊雄 福井市本堂町67-6
理 事 細川善右ヱ門 福井市更毛町8-15
理 事 加畑市兵衛 福井市本堂町68-11
理 事 横山栄二郎 福井市本堂町8-2
監 事 佐々木弥寿夫 福井市本堂町67-36
監 事 田中 一宏 福井市細坂町28-23

監 事 谷口 孝治 福井市羽坂町7-3

正 誤

平成21年2月10日福井県告示第47号（保安林の指定の予定）

ページ	段	行	誤	正
3	1	4	4 0 ・ 4 3 字駒尾 1 の 1 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)	4 0、4 3 字駒尾 1 の 1、
		9	2 7 (次の図に示す部分に限る。)	2 7、
		11	ま で ・ 3 5 ・ 3 6 の 1 ・ 3 6 の 2 ・ 3 7 (以上 7 筆について次の図に示す部分に限る。)	ま で、3 5、3 6 の 1、3 6 の 2、3 7

平成二十一年十月六日印
平成二十一年十月六日發
刷 行
發行人 印刷人
〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―〇八四三
福井県福井市大手三丁目一七番一號
福井県福井市西開發三丁目七一五
福 井 県
白崎印刷(株)
☎ 六三〇〇